

地域と連携した地球温暖化対策活動推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

29年度予算額(案) 12.0億円

目的・意義

日本の約束草案を達成するためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指します。

本事業では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」)を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」)、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」)が法に基づいて実施する事業の支援や地方公共団体・企業等と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の拡大・定着を図ります。

事業内容

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

全国センターが実施する事業である、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態調査、排出抑制を促進する方策、地球温暖化及び温暖化対策に関する調査研究・情報収集・情報提供等を実施します。

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

地域センターが実施する事業である、地域における国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態について、地球温暖化防止活動推進員(地球温暖化対策に関する専門知識を有し、普及啓発等の活動経験に富むボランティアとして、住民の身近において地球温暖化対策についての指導や助言等を行う者)も活用した調査、情報収集、普及啓発、地域関係団体との連携等を実施します。

(3) 地方公共団体と連携したCO₂排出削減促進事業

各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長や東京都特別区長(以下「市町村長等」)が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)を踏まえた地球温暖化対策を住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業に対して補助をします。

(4) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

住民のマインドに対して、行動を起こすための意識改革や自分事化を重層的・波状的に訴えかける。地球規模や身近な温暖化の現状、さらには国、地域並びに企業の取組等を、地域コミュニティが運営する情報媒体を活用して継続的に情報発信することで、地域住民の意識に温暖化問題を浸透させる普及啓発事業に対して補助をします。

(5) 地域ネットワーク連携体制構築検討業務

地球温暖化対策の柱の1つである国民運動を効果的かつ着実に推進していくため、地方公共団体(都道府県並びに市町村)、地域地球温暖化防止活動推進センター並びに環境省地方環境事務所の能力や組織力、スキルや人材等を活用し、効率的な対策を全国的に推進するための連携体制やネットワークの構築方法等について検討を行います。

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

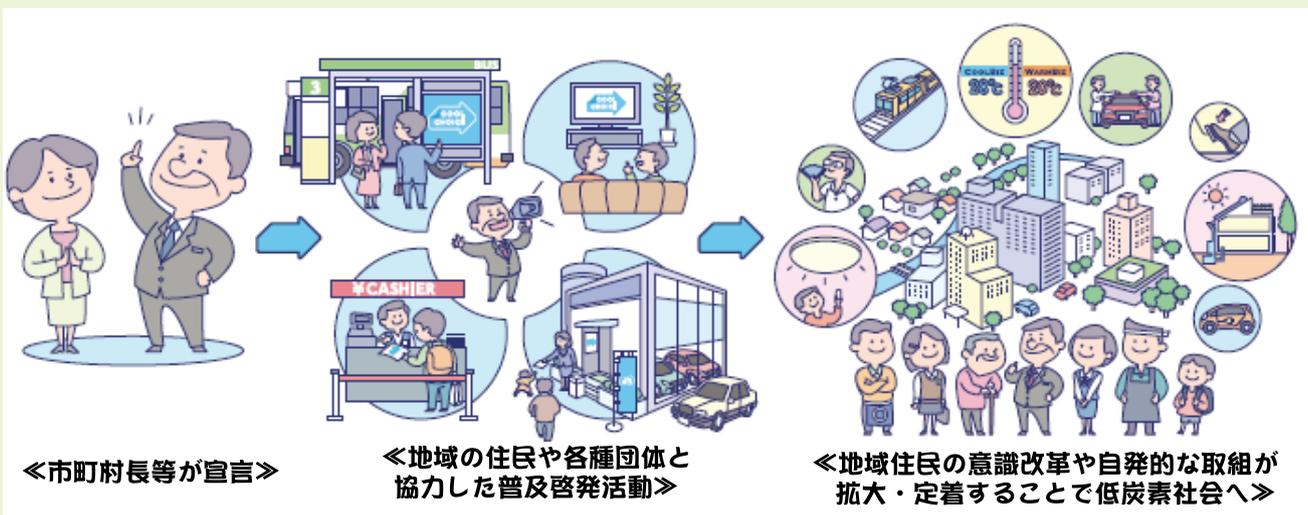
II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

1. 補助対象者：地域センター
2. 対象事業：(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業
3. 補助割合：定額

(3) 地方公共団体と連携した CO₂ 排出削減促進事業

1. 補助対象者：市区町村
2. 対象事業：(3) 地方公共団体と連携した CO₂ 排出削減促進事業
3. 補助割合：定額



(4) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

1. 補助対象者：民間企業及び一部事務組合（コミュニティ放送局及びケーブルテレビ）
2. 対象事業：(4) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業
3. 補助割合：定額

委託内容

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

1. 委託対象者：全国センター
2. 対象事業：(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

(5) 地域ネットワーク連携体制構築検討業務

1. 委託対象者：民間企業等
2. 対象事業：(5) 地域ネットワーク連携体制構築検討業務

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）

（担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室、自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室）

29年度予算額（案） 80.0億円

目的・意義

平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれました。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にあります。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要があります。

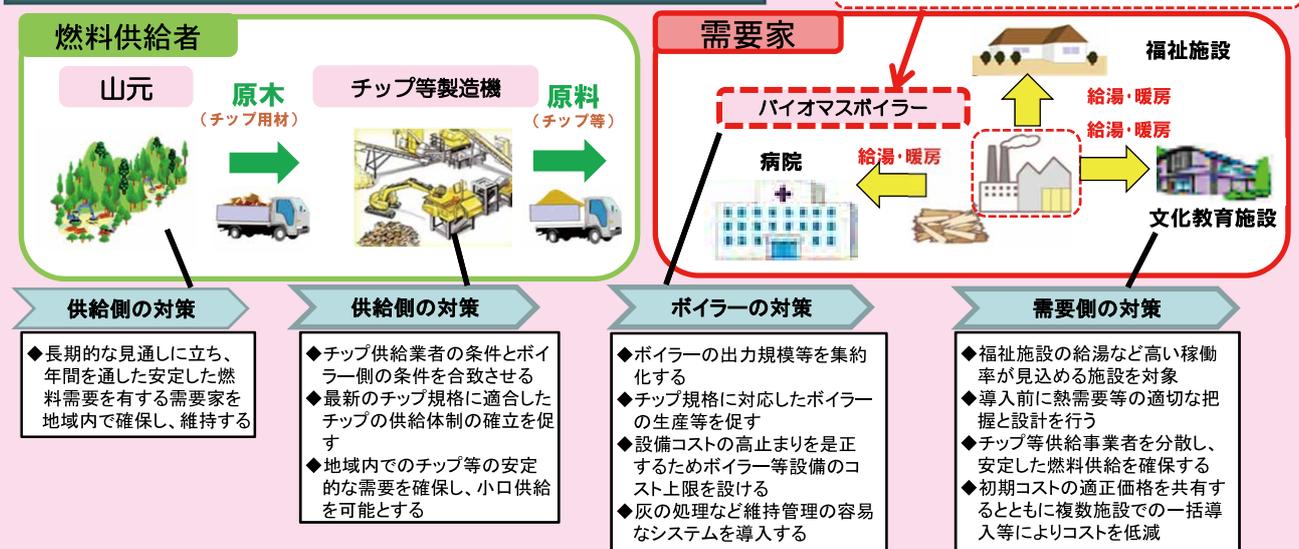
事業内容

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応する取組等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助します。

対象となる事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定します。

1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業
2. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業
3. 温泉熱多段階利用推進調査事業
4. 離島の再生可能エネルギー設備導入促進事業
5. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業
6. 再生可能エネルギー事業者支援事業費

事業イメージ（木質バイオマスの例）



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備又は発電・熱利用設備の導入を行う事業

補助割合：1/3、1/2、2/3

2. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：再生可能エネルギーを利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本計画調査、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業

補助割合：定額（上限 1,000 万円）

3. 温泉熱多段階利用推進調査事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

補助割合：定額（上限 2,000 万円）

4. 離島の再生可能エネルギー設備導入促進事業

補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

対象事業：本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備又は発電・熱利用設備の導入を行う事業

補助割合：2/3

5. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備の余剰熱を有効利用し、地域への面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業

補助割合：1/2、2/3

6. 再生可能エネルギー事業者支援事業費

補助対象者：民間事業者

対象事業：再生可能エネルギー発電設備の導入を行う事業

補助割合：1/3、1/2、2/3

公共施設等先進的 CO₂ 排出削減対策モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

29年度予算額(案) 26.0億円

目的・意義

2030年度のCO₂排出削減目標を踏まえ、各地域で徹底したCO₂削減を進めることが必要であり、公共施設についても、再エネの最大限の導入と徹底的なエネルギー消費削減の姿を示していくことが重要です。

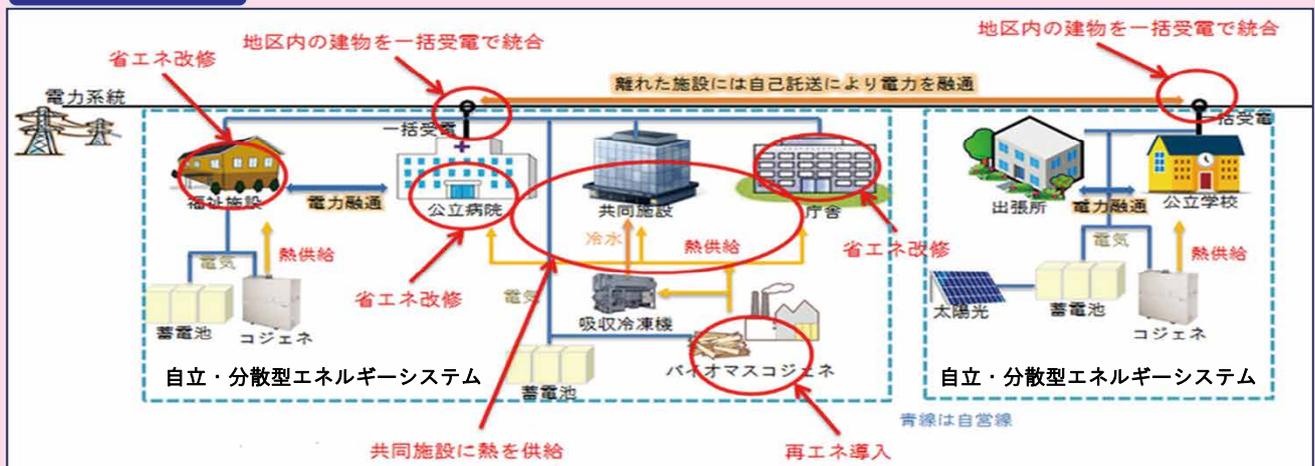
一方、現在の取組は施設毎に再エネ又は省エネ設備を個別導入するケースが多く、地域に多数存在する施設全体のCO₂を効率的に削減する事例は多くありません。本事業では、これまでの実証等の成果を踏まえ、公共施設等に再エネを活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入し、併せて省エネ改修を行った上で地区を超えた地域全体でエネルギー需給の最適化を行うことにより、費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立します。

事業内容

公共施設等複数の施設が存在する地区内において再エネ等を活用し、電気や熱を融通する自立・分散型エネルギーシステムを構築します。更に複数の自立・分散型エネルギーシステムを自己託送等によりつないで電気を融通し、固定価格買取制度(FIT)による売電に頼らず自己完結型で再エネ等を効率的に利用します。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながらCO₂削減を行います。

こうした対策により、エネルギー消費量を減らしながら、再エネ等により低炭素なエネルギーの供給を最適化するモデルを構築し、地域内での徹底したCO₂排出削減を行います。

事業イメージ



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体等
 2. 対象事業：公共施設等に再エネを活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入し、併せて省エネ改修等を行うことで、地区を超えた地域全体で費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立する事業
 3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

上下水道システムにおける省 CO₂ 化推進事業（一部厚生労働省・国土交通省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室）

29年度予算額（案） 13.0 億円

目的・意義

上下水道事業は、それぞれ全国の電力消費の約 1% を消費しており、資源の有効利用やエネルギー使用量の見直しにより環境負荷低減を図り、地球温暖化防止に努めていくことができます。

本事業においては、水道事業に関して更新時期を迎えた施設の改築・更新・再編にあたり、設備等の省エネ化を推進するとともに、再エネの活用を進め、購入電力の抑制を図り、電力使用量の削減や石油代替エネルギーの導入等を推進します。一方、下水処理場においてエネルギーを大量に消費している水処理工程を中心に、省エネ型機器・処理システムの導入による消費エネルギーの削減を図るとともに、再エネ設備を活用することにより、施設のエネルギー自立を促進します。

事業内容

1. 上水道システムにおける省 CO₂ 促進モデル事業

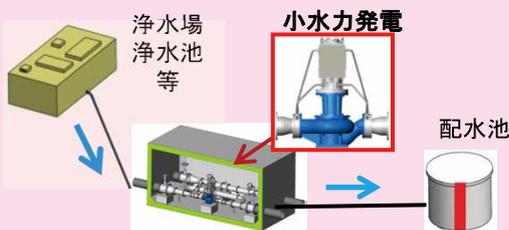
小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入を支援します。

2. 下水処理場における省 CO₂ 化推進事業

常用電源として整備する太陽光発電設備等の再エネ設備、IoT 等を用いた下水処理場の省エネ化のために付加的に設置する監視システム、運転制御システム等の導入・改修を支援します。

●未利用圧力等の有効利用による再生可能エネルギー設備導入例

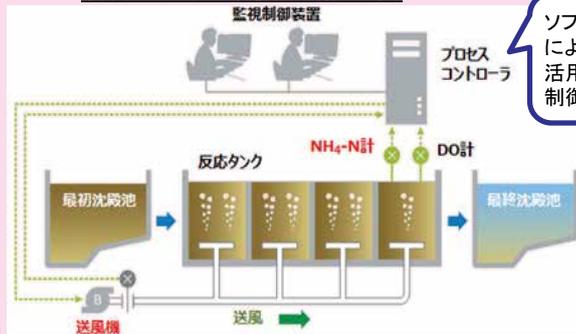
- ・ 受水・導水・送水・配水の残存圧力が利用できる場所
- ・ 減圧弁等により減圧を行っている場所



●ポンプへのインバータ導入による省エネ例

バルブの開度で流量制御 → インバータ導入 → INV P → ポンプ回転数で流量制御

●IoT等を用いた下水処理場の省エネ化のために運転制御システム等の改修の例



ソフトウェアの更新により、センサーを活用した曝気風量制御技術の導入

●常用電源として整備する再エネ設備の例



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：地方公共団体、民間企業等
2. 対象事業：(1) 上水道システムにおける省 CO₂ 促進モデル事業
(2) 下水処理場における省 CO₂ 化推進事業
3. 補助割合：(1) (2) 太陽光発電設備のみ 対象経費の 1/3
(1) (2) 上記以外 対象経費の 1/2 以下

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業（経済産業省連携事業）

（担当：自然環境局自然環境計画課）

29年度予算額（案） 5.0億円

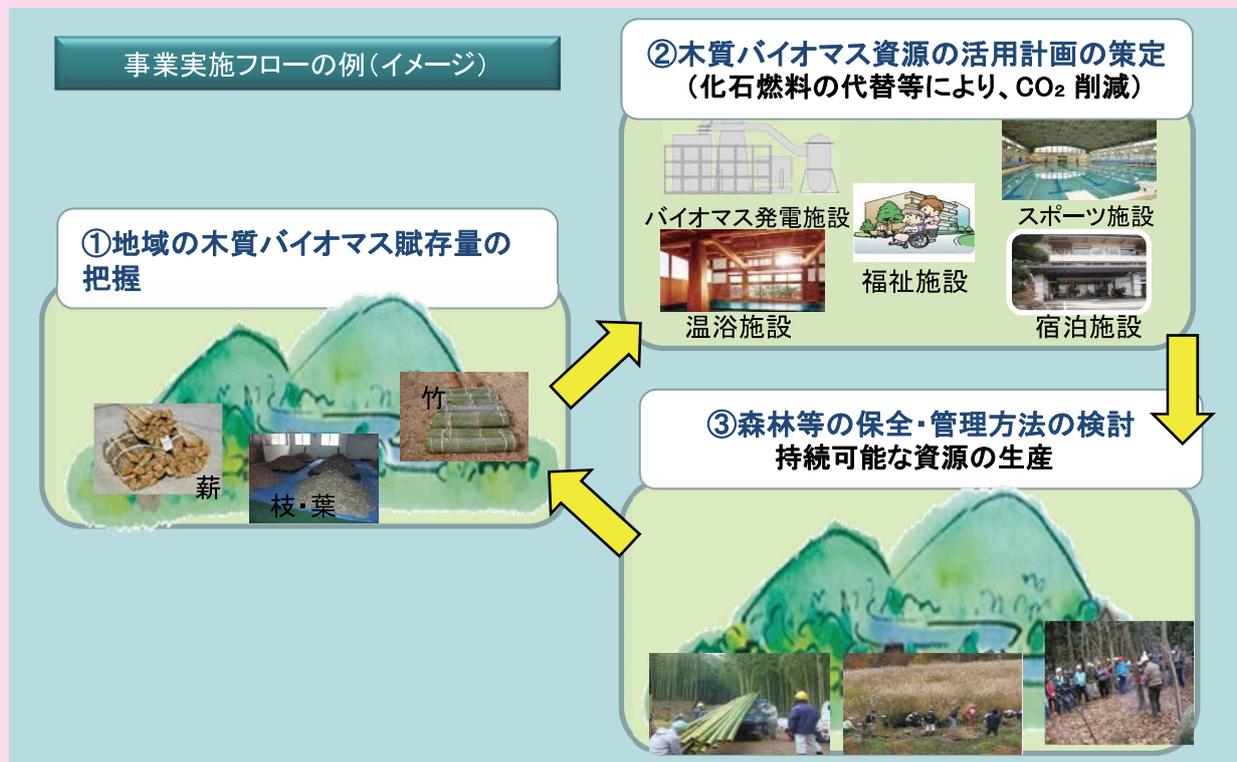
目的・意義

我が国は、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で26%減としており、この目標達成に向け再生可能エネルギーの更なる導入促進が求められています。

本事業では、荒廃した森林や里山等に過剰に蓄積されている木質バイオマス資源を持続的に有効活用する計画を策定することで、地域における地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に貢献することを目的としています。

事業内容

- ・ 地方公共団体に存在する木質バイオマスの賦存量及び持続可能な利用量を把握し、活用方針を策定することで、有効かつ持続的な木質バイオマス資源の活用が可能となります。
- ・ 木質バイオマス資源を活用した再生可能エネルギー設備導入に向けて実現性のある事業計画を策定することで、「低炭素・循環・自然共生」の総合的な達成が図られます。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：地方公共団体
2. 対象事業：森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備の導入等に向けた調査の実施及び計画の策定事業
3. 補助割合：都道府県（政令市を含む） 定額（上限2,000万円）
市町村（特別区を含む） 定額（上限1,500万円）

廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

(廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

29年度予算額(案) 4.0億円

目的・意義

廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料の使用量を削減することにより、**地域の低炭素化**を図ります。また、この取組を通じて、地域の活性化及び雇用の創出にも繋がる、廃棄物焼却施設からの未利用エネルギーの活用を図ります。

事業内容

(1) 廃棄物焼却施設からの余熱等の有効活用に係る実現可能性調査

廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するために、**余熱見込量や事業採算性の検討等**を行い、**事業としての実現可能性**を調査する。

(2) 廃棄物焼却施設からの余熱等の有効活用に係る設備等導入補助

廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要施設(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行います。

熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に**大規模熱需要施設への余熱供給**や**複数の需要施設を組み合わせること**等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、**廃棄物焼却施設の多面的意義**(地域防災能力向上等)の確立を図ります。

製造、加工
(高温利用)



熱のカスケード利用

生産(温室への低温利用等)



●熱需要施設の組み合わせ利用



●工場等への大規模熱供給



●公共施設の低炭素化及び防災化



補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者(廃棄物処理業者)
2. 対象事業：
 - (1) 廃棄物焼却施設からの余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、実現可能性を調査する事業
 - (2) 廃棄物焼却施設の付帯設備(熱導管、電力自営線等)を設置する事業、需要施設(余熱等を民間廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る)を設置する事業及びそれらの設計事業
3. 補助割合：
 - (1) 定額(上限1,500万円)
 - (2) 対象経費の1/2を上限に補助

低炭素型廃棄物処理支援事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課、企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室)

29年度予算額(案) 20.0億円

目的・意義

CO₂排出削減及び廃棄物の適正な循環的な利用をさらに推進する観点から、低炭素型の廃棄物処理事業について、事業計画策定やFSから設備導入までを包括的に支援し、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としています。

事業内容



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業

- 1. 補助対象者：民間企業等
- 2. 対象事業：
 - ①事業計画策定支援
・廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業
 - ②低炭素型設備等導入支援
 - a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置を行う事業
 - b 廃棄物由来燃料製造施設の設置を行う事業
 - c 廃棄物処理施設の省エネ化を行う事業
 - d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業
- 3. 補助割合：①対象経費の2/3を上限に補助、②対象経費の1/3を上限に補助

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

- 1. 補助対象者：地方公共団体、民間企業等(民間企業等の場合、地方公共団体と連携し、廃棄物の3Rを推進する者に限る。)
- 2. 対象事業：地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する地方公共団体、民間企業等のFS調査・事業計画策定を行う事業
- 3. 補助割合：地方公共団体：定額、民間企業等：対象経費の1/2を上限に補助

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

(担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室)

29年度予算額(案) 32.0億円

目的・意義

「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」では約40%減と掲げられています。

地方公共団体は地球温暖化対策推進法に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、策定することが義務付けられている「地方公共団体実行計画事務事業編(以下「事務事業編」という。)」を策定し、PDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出量の削減に努めることとされています。

そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、公共施設のCO₂排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するように促すことを目的としています。

事業内容

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- ・事務事業編の策定・改定
- ・事務事業編に基づく取組の強化・拡充(省エネ診断等)
- ・取組実行体制の整備(例：首長トップとした本部設置)

等に必要となる調査・検討に係る費用を補助します。



事務事業編の
改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、公共施設(庁舎等)への省エネ設備導入を補助します。



公共施設(庁舎等)の新築・改築時に
省エネ設備を導入

カーボン・マネジメントのイメージ



全庁的な体制でCO₂削減対策のPlan/Do/Check/Action



対策ノウハウの幅広い普及

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：事務事業編の強化・拡充や、事務事業編に基づくカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討等の事業

補助割合：都道府県・政令市：対象経費の 1/2 を上限に補助（上限 1,000 万円）

政令市未満市区町村・地方公共団体の組合：定額（上限 1,000 万円）

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

補助対象者：地方公共団体、その他の法人等

対象事業：事務事業編に基づき、省エネルギー設備等の導入を行う事業

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人（地方公共団体等と共同申請するリース会社等）：対象経費の 1/3 を上限に補助

地方公共団体の組合：対象経費の 1/2 を上限に補助

その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば対象経費の 1/2 を上限に補助

財政力指数が全国平均未満であれば対象経費の 2/3 を上限に補助

LED 照明導入促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)

29年度予算額(案) 20.0億円

目的・意義

各地域において低炭素化を進めるためには街路灯等の照明のLEDを推進することが効果的ですが、初期投資の負担や光熱費削減メリットが享受されにくいなどの理由で、LED照明の導入が進みにくいケースがあります。

また、昭和47年に製造が中止され、未だ相当数存在するポリ塩化ビフェニル(PCB)使用照明器具についても適正処理し、LED照明に交換することにより、PCB廃棄物の期限内早期処理とCO₂削減の同時達成が可能になります。

本事業においては、地域におけるLED照明の導入促進を図るとともに、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することでPCB早期処理を促進するとともに、CO₂削減を図り、地域一体となった低炭素社会の実現を推進します。

事業内容

1. 地域におけるLED照明導入促進事業

小規模自治体(人口25万人未満)の地域を対象に、街路灯等屋外照明をLED照明に更新する事業の支援をします。

(1) 街路灯等のLED照明導入促進事業

地域内の街路灯をリース方式を活用してLED照明に更新するために必要な計画策定費用及び策定した計画に基づきLED照明を導入する取付け工事費用を補助。

(2) 商店街における街路灯等のLED照明導入促進事業

商店街の街路灯等(屋外照明)をリース方式を活用してLED照明に更新するために必要な取付け工事費用を補助。

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業

民間事業者がPCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、LED一体型器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 地域におけるLED照明導入促進事業

(1) 街路灯等のLED照明導入促進事業

① LED照明導入調査事業(調査及び計画策定費用)

補助対象者：小規模地方公共団体

補助割合：(a)人口が15万人以上25万人未満の小規模地方公共団体 3/4(上限は600万円)
(b)人口が15万人未満の小規模地方公共団体 定額(上限は800万円)

② LED照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助対象者：民間事業者

補助割合：(a)人口が15万人以上25万人未満の小規模地方公共団体 1/5(上限は1,200万円)
(b)人口が5万人以上15万人未満の小規模地方公共団体 1/4(上限は1,500万円)
(c)人口が5万人未満の小規模地方公共団体又は人口が5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模地方公共団体を対象とする場合 1/3(上限は2,000万円)

(2) 商店街における街路灯等のLED照明導入促進事業

LED照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助対象者：民間事業者

補助割合：小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街 1/3(上限500万円)

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業(取付け工事費用及びLED照明器具費用)

補助対象者：民間事業者

補助割合：1/2

業務用施設等における省 CO₂ 促進事業 (一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省・農林水産省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

29年度予算額(案) 50.0億円

目的・意義

2030年のCO₂削減目標達成のためには、業務その他部門において約4割のCO₂削減が必要です。このためには、業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要であり、テナントビル、福祉施設、駅舎、漁港等の既存の業務用施設等の省CO₂化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等(ZEB(ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル))の実現と普及拡大を目指します。

事業内容

(1) テナントビルの省CO₂促進事業(国土交通省連携事業)

テナントが入居するビルは、ビルオーナーに光熱費削減のメリットが感じられにくい、低炭素化が進みにくい状況にあります。環境負荷を低減する取組について、オーナーとテナントの協働を契約や覚書等(グリーンリース契約等)を締結することにより、省CO₂を図る事業を支援します。

(2) ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携事業)

地方公共団体の所有する施設、中小規模業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援します。なお、CLT等の新たな木質部材を用いたZEBについては採択枠を設けます。

(3) 既存建築物等の省CO₂改修支援事業(厚生労働省、農林水産省、国土交通省連携事業)

既存の業務用施設(福祉施設、駅舎、地方公共団体の所有施設、漁港施設等)において、大規模な改修を除く省CO₂性の高い機器等の導入、リース手法を用いた地方公共団体施設の一括省CO₂改修(バルクリース)を支援します。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. テナントビルの省CO₂促進事業(国土交通省連携事業)

補助対象者：テナントビルを所有する法人、地方公共団体等

対象事業：(1) グリーンリース契約等を締結するための調査

(2) 運用改善のグリーンリースを行う事業

(3) 設備改修を行う事業

補助割合：(1)、(2) 対象経費の1/2を上限に補助(上限：50万円)

(3) 対象経費の1/2を上限に補助(上限：5,000万円)

2. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携事業）

補助対象者：建築物を所有する法人、地方公共団体等

対象事業：エネルギー削減率 50%以上となる、ZEB 実現に寄与する空調、照明、給湯、BEMS 装置等を導入する事業

補助割合：対象経費の 2/3 を上限に補助

3. 既存建築物等の省 CO₂ 改修支援事業（一部、厚生労働省、国土交通省、農林水産省連携事業）

(1) 中小規模老人福祉施設

補助対象者：(ア) 中小規模の高齢者福祉施設を管理・運営する法人

(イ) 人口が 5 万人未満の小規模地方公共団体

人口が 5 万人以上 15 万人未満であり、かつ財政力指数が 0.3 未満の小規模地方公共団体

対象事業：高効率の省 CO₂ 型給湯設備・空調設備やコージェネレーションシステム等を導入する事業
(大規模改修を除く)

補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助

(2) 鉄軌道関連施設

補助対象者：鉄軌道事業者等

対象事業：鉄軌道関連施設（鉄軌道駅、鉄軌道駅に付随する建築物・工作物、トンネル、車両基地、運転指令所等）に高効率の省 CO₂ 型設備を導入する事業

補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助

(3) 地方公共団体所有施設のリース手法を用いた一括省 CO₂ 改修（バルクリース）

(ア) バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

補助対象者：小規模地方公共団体（人口 25 万人未満の自治体）

対象事業：改修による CO₂ 削減効果や、費用対効果、投資回収に必要な年数等に関する調査

補助割合：定額（上限：2,000 万円）

(イ) バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

補助対象者：民間事業者

対象事業：(ア) の調査結果に基づき、複数施設の高効率設備への改修を行う

補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助（上限：8,000 万円）

(4) 漁港施設

補助対象者：第 2 種及び第 3 種漁港施設を所有・管理・運営する漁業協同組合等、民間事業者

対象事業：製氷施設や衛生管理型荷捌施設等のエネルギー消費が大きな施設を所有する漁港施設を対象に断熱効率が高い真空断熱シート、地産地消型再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業

補助割合：漁業協同組合等：対象経費の 1/2 を上限に補助

民間事業者：対象経費の 1/3 を上限に補助

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

29年度予算額(案) 2.1億円

目的・意義

家庭からの温室効果ガス排出量は、2015年度に2005年度比で1.1%増加しており、地球温暖化対策の目標達成に向けても低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠です。

その上で、各家庭での意識向上をCO₂削減行動へつなげ、低炭素ライフスタイルへの転換を図るためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要となります。

本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、診断受診世帯において現状から15%以上のCO₂削減実現を目指します。

事業内容

- (1) 家庭エコ診断制度におけるうちエコ診断について、家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭にうちエコ診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行います。
- (2) 診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行います。

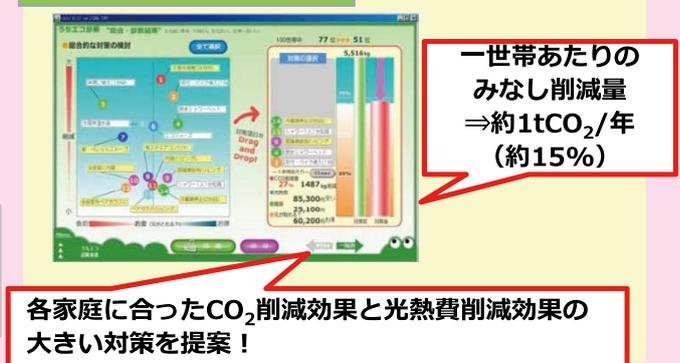
家庭エコ診断制度とは

各家庭に合わせたアドバイスを含めた診断を行うことで、ライフスタイルの変容、省エネルギー製品等の導入などを進めていく制度。診断手法として「うちエコ診断」と「独自の家庭向けエコ診断」の二種類があります。

家庭エコ診断制度の役割



うちエコ診断画面の一例



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
 2. 対象事業：上記(1)の診断事業
 3. 補助割合：定額(上限7千円/件)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(2)の事業

廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

29年度予算額(案) 22.0億円

目的・意義

我が国では、人口減少や少子高齢化等社会状況が大きく変化しており、社会システムを再構築する時期にきています。社会システムは、一度整備されると長期にわたるCO₂排出の固定化が懸念されることから、再構築のタイミングで低炭素型のものへと政策的に誘導することが不可欠であり、地域の実状に応じて、地域の未利用エネルギーをコスト効率的に活用することが肝要です。

他方、設備の稼働効率低下が燃料や電気の大量消費を招いているという現状もあります。このような現状は、財政上の理由から設備を限界まで使い続けることで生じており、CO₂排出量の増大だけでなく、燃料コスト負担増によって設備投資をいっそう困難にするという悪循環をも生じさせています。

このため、本事業では、未利用な資源を効率的に活用した低炭素型の社会システムを整備するために、エネルギー起源CO₂の排出を抑制する設備等の導入又は設備の部品等の交換・追加する事業に対し、支援を行います。

事業内容

(1) 地域特性に応じた低炭素型インフラ整備モデル・実証事業

以下の地域の未利用資源(熱・湧水等)の利用及び効率的な配給システム等地域の低炭素化や活性化を推進するモデル的取組に必要な設備等の導入経費を支援します。

- ①地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
- ②低炭素型の融雪設備導入支援事業
- ③LNG発電の高効率低炭素化促進事業
- ④地域熱供給促進支援事業

(2) 未利用資源・コスト効率的活用に向けた設備の高効率化改修事業

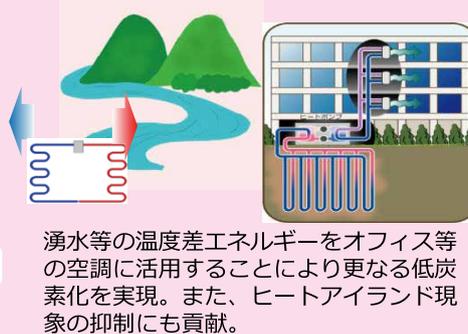
未利用資源の活用コスト効率化、大幅なエネルギー効率改善、CO₂の削減に直結する各種施設や設備の部品の交換・追加を行う事業を支援します。

イメージ

事業所空調等の廃熱地域利用



湧水・下水熱等活用型空調



設備の高効率化改修



地域で活用されていない資源を利用し、地域の低炭素社会づくりを推進

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

(1) 地域特性に応じた低炭素型インフラ整備モデル・実証事業

①地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

対象事業：地域の未利用又は効果的に活用されていない熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な設備等の導入を行う事業

補助割合：地方公共団体（市町村）：対象経費の 2/3 を上限に補助

地方公共団体（都道府県、政令市及び特別区）：対象経費の 1/2 を上限に補助

民間事業者（中小企業）：対象経費の 2/3 を上限に補助

民間事業者（中小企業以外）：対象経費の 1/2 を上限に補助

上記以外の者の場合：対象経費の 1/2 を上限に補助

②低炭素型の融雪設備導入支援事業

補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

対象事業：地中熱、地下水熱、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備や、バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を融雪の為に使用できる設備を導入する事業

補助割合：地方公共団体（市町村）：対象経費の 2/3 を上限に補助

地方公共団体（都道府県、政令市及び特別区）：対象経費の 1/2 を上限に補助

上記以外の者の場合：対象経費の 1/2 を上限に補助

③ LNG 発電の高効率低炭素化促進事業

補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

対象事業：LNG 発電の高効率エネルギー利用・低炭素化に必要な設備を導入する事業

補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

④地域熱供給促進支援事業

補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

対象事業：コスト効率的な地域熱供給の実現に必要な設備を導入する事業

補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助（上限 5,000 万円）

(2) 未利用資源・コスト効率的活用に向けた設備の高効率化改修事業

補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

対象事業：地方公共団体等の所有する施設で利用されている設備の高効率化改修（エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材の交換等及び交換等を実施した設備を稼働させるのに必要な調整を含む）を行う事業

補助割合：地方公共団体（市町村）：対象経費の 2/3 を上限に補助

地方公共団体（都道府県、政令市及び特別区）：対象経費の 1/2 を上限に補助

民間事業者（資本金 1,000 万円未満）：対象経費の 2/3 を上限に補助

民間事業者（資本金 1,000 万円以上）：対象経費の 1/2 を上限に補助

上記以外の場合：対象経費の 1/2 を上限に補助